

○高松空港供用規程（平成30（2018）年4月1日高運第1000号）

高松空港株式会社（以下、「空港会社」という。）は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「民活空港運営法」という。）第8条2項において準用する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定、国土交通省航空局と高松空港株式会社とが平成29年10月1日付で締結した「高松空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約」（以下「実施契約」という。）、及びこれを構成する「高松空港特定運営事業等要求水準書Ⅱ-2. 高松空港供用規程に関する要求水準」（以下「要求水準書」という。）に定めるところに従い、高松空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

- 第1条 空港の運用時間は、15時間（7：00～22：00）とする。但し、定期便の遅延、空港の施設の工事又は、地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。
- 2 空港の機能を確保するために必要な空港機能施設事業の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の方法により公表するものとする。

（高松空港の概要）

第2条

- (1) 滑走路（長さ×幅）及び滑走路番号  
滑走路 2,500m×60m 08/26
- (2) 単車輪荷重  
滑走路 43t
- (3) エプロン（バース数及びその内訳）  
24バース（大型航空機用3、中型航空機用3、小型航空機用 18）
- (4) ILS 施設、運用カテゴリ  
RWY26:CAT(カテゴリ)-I 精密進入灯火

（空港が提供するサービスの内容に関する情報）

- 第3条 次に掲げる高松空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つように努める。
- (1) 総合案内所、観光情報センターその他の高松空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

- (2) 空港会社の商号、住所及び連絡先その他の高松空港に関する情報
- (3) 前二号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスその他の高松空港が提供するサービスの内容に関する情報

(入場の制限又は禁止)

第4条 空港会社は、混雑の予防その他管理上必要があると認める場合には、空港に入場することを制限し、又は禁止することができる。

(団体入場)

第5条 20名(空港会社が空港の利用状況を勘案してこれを超える人数を定めた場合は、その人数)以上の者(航空機乗組員、旅客及び空港に勤務する者を除く。)が団体に空港に入場しようとする場合には、その代表者は、その旨を空港会社に届け出なければならない。

(混雑の予告)

第6条 航空運送事業者は、その使用する航空機の離着陸に際して、歓送迎のため相当の混雑が予想される場合には、当該航空機の離着陸の予定日時の24時間前までに、その旨を空港会社に届け出なければならない。

(制限区域)

第7条 滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、格納庫その他空港会社が標示する制限区域には、次に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

- (1) その場に立ち入ることについて高松空港株式会社の承認を受けた者
- (2) 航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客

(航空機による施設の使用)

第8条 航空機の離着陸又は停留のための施設で空港会社の管理するもの(以下「離着陸等施設」という)を使用しようとする者(以下「運航者」という。)は、次に掲げる事項をあらかじめ空港会社に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 使用航空機の型式及び登録記号
- (3) 使用日時
- (4) 使用しようとする施設及び使用の目的

- 2 前項の規定により運航者が離着陸等施設を使用する場合において、航空機を継続して停留できる期間及び制限は次に定めるところによる。
  - (1) 旅客スポット 10日間（旅客運送に支障のない場合に限る。）
  - (2) EAST エプロン 10日間（定置場の指定を受けている航空機を除く。）  
ただし、空港会社が別に定める使用条件に適合する場合は最長1か月まで使用可。
  - (3) WEST エプロン 運用時間外の使用は原則として認めないものとする。
- 3 前項のほか、空港会社は、運航者に対し、航空機による離着陸等施設の使用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を附すことがある。
- 4 空港会社は、前二項の規定による指示又は条件に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、空港の使用の停止その他必要な措置を命ずることがある。

（車両の使用及び取扱）

第9条 空港用地内における車両の使用及び取扱については、次に定めるところによる。

- (1) 制限区域内においては、空港会社の許可した者以外の者は、車両を運転してはならない。
- (2) 格納庫内においては、排気に対し防火装置のあるトラクターを除き、自動車両を運転してはならない。
- (3) 空港において、自動車両を駐車する場合には、空港会社又は国の定める駐車区域内で、空港会社の定める本規程又は国の定める規則に従い、これを駐車しなければならない。
- (4) 自動車両の修繕及び清掃は、空港会社の定める場所以外の場所で行ってはならない。
- (5) 空港に乗り入れる有料バスは、空港会社の定める場所以外の場所で乗客を乗降させてはならない。
- (6) 緊急の場合において前五号の定めによらず車両の使用又は取扱をするときは、可及的速やかに空港会社に対してこれを通知又は報告し、空港会社の指示に従わなければならない。

（給油作業等）

第10条 航空機の給油又は排油については、次に定めるところにより、作業を行わなければならない。

- (1) 次の場合には、航空機の給油又は排油を行わないこと。
  - ① 発動機が、運転中又は加熱状態にある場合
  - ② 航空機が、格納庫その他閉鎖された場所内にある場合
  - ③ 航空機が、格納庫その他の建物の外側十五メートル以内にある場合

④ 必要な危険予防措置が講ぜられる場合を除き、旅客が航空機内にいる場合

(2) 給油又は排油中の航空機の無線設備又は電気設備を操作し、その他静電火花放電を起こすおそれのある物件を使用しないこと。

(3) 給油又は排油装置を、常に安全かつ確実に維持すること。

(施設の設置等)

第11条 空港内の土地、建物その他の施設を設置し、取得し、又は借用しようとする者は、空港会社との間で当該土地、建物その他の施設等についての賃貸借契約又は使用貸借契約等を締結しなければならない。当該契約の締結にあたっては、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を、あらかじめ空港会社に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 設置し、取得し、又は借用しようとする施設及びその用途

(3) 当該施設を設置し、取得し、又は借用しようとする理由

(4) 使用期間

(5) 現に行っている事業がある場合には、その事業の概要

2 前項の申請書には、戸籍抄本又は商業登記簿並びに設計及び工事の概要を示す書類を添付するものとする。

(施設の修理等)

第12条 施設の設置、取得又は借用の承認を受けた者（以下「施設利用者」という。）が当該施設を修理し、改造し、移転し、又は除去しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、空港会社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、空港会社の認める軽微な修理、改造、移転又は除去については、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 修理し、改造し、移転し、又は除去しようとする施設

(3) 当該施設を修理し、改造し、移転し、又は除去しようとする理由

2 前項の申請書には、設計及び工事の概要を示す書類を添付するものとする。

3 空港会社は、施設利用者に対し、当該施設の修理、改造、移転又は除去について必要な指示をすることがある。

(施設の譲渡等の制限)

第13条 施設利用者は、当該施設を譲渡し、担保に供し、転貸し、又はその用途を変更することができないものとする。ただし、特別の理由により当該施設を譲渡し、担保に供し、転貸し、又はその用途を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載

した所定の申請書を、あらかじめ空港会社に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 譲渡し、担保に供し、転貸し、又はその用途を変更しようとする施設
- (3) 相手方の氏名又は名称及び住所
- (4) 変更後の用途
- (5) 当該施設を譲渡し、担保に供し、転貸し、又はその用途を変更しようとする理由

2 前項の承認には、条件又は期限を附することができる。

(原状回復の義務)

第14条 施設利用者は、当該施設の使用を終えたとき又は承認を取り消されたとき又は契約を解除されたときは、速かに当該施設を原状に回復しなければならない。但し、空港会社が承認した場合は、この限りでない。

(使用料金)

第15条 離着陸等施設を使用する者は、着陸料、停留料および保安料（以下「使用料金」という。）を、次に掲げるところにより、遅滞なく日本国通貨で空港会社に支払わなければならない。ただし、あらかじめ空港会社が指定した者は、1箇月分を取りまとめて空港会社が指定する期限までに後納することができる。

- (1) 着陸料は、着陸直後。
  - (2) 停留料は、その停留を終わったとき。ただし1ヶ月以上停留している場合は、空港会社が指定するとき。
  - (3) 保安料は、出発直後。
- 2 使用料金の算定方法及び額について、以下の使用者は消費税及び地方消費税が課される。
- (1) 国内航空運送の事業者。
  - (2) 航空輸送事業者以外の者が運航する国際航空に従事する航空機で、運航者が非居住者であることが旅券もしくは公的な証明書により確認できない場合。

## I. 着陸料

### 1) 国内線

他人の需要に応じ、旅客の運送を行う航空機

着陸1回につき着陸空港に運送された有償旅客数当たり484円（消費税を含まない）。

ただし、便毎に着陸料を積算するにあたって根拠とする旅客数については、以下のように設定する。

- a) 有償提供座席数250席以上の場合  
有償搭乗率の 上限80%、下限40% とする。
- b) 有償提供座席数250席未満の場合  
有償搭乗率の 上限75%、下限50% とする。

有償搭乗率は有償旅客数÷有償提供座席数×100（%）にて算出する。

## 2) 国際線（ジェット機に限る）

他人の需要に応じ、旅客の運送を行う航空機

着陸 1 回につき着陸空港に運送された有償旅客数当たり450円（消費税を含まない）。

ただし、便毎に着陸料を積算するにあたって根拠とする旅客数については、有償搭乗率の上限を搭乗率75%、下限を50%とする。

## 3) その他の航空機

航空機の着陸 1回ごとに、航空機の重量を各級に区分して、順次に各料金率を適用して得た金額の合計額（消費税を含まない）。

### a) 6 トン以下の航空機

着陸1回につき1,000円

### b) 7トン以上の航空機

航空機重量 (トン)	料金 (円)
6以下	着陸1回につき700
7以上	1 トンにつき590

## II. 停留料

停留料は、最初の24時間未満は無料、以降24時間毎に1トン当たり80円（消費税を含まない）。

### Ⅲ. 保安料

#### 1) 国内線

他人の需要に応じ、旅客の運送を行う航空機（ジェット機に限る）

離陸1回につき出発空港から運送された有償旅客数当たり100円（消費税を含まない）。

ただし、便毎に保安料を積算するにあたって根拠とする旅客数については、以下のように設定する。

#### b) 有償提供座席数250席以上の場合

有償搭乗率の 上限80%、下限40% とする。

#### b) 有償提供座席数250席未満の場合

有償搭乗率の 上限75%、下限50% とする。

#### 2) 国際線

他人の需要に応じ、旅客の運送を行う航空機（ジェット機に限る）

離陸1回につき出発空港から運送された有償旅客数当たり 150円（消費税を含まない）。

ただし、便毎に保安料を積算するにあたって根拠とする旅客数については、その上限を有償搭乗率75%、下限を50%とする。

#### 3) 他人の需要に応じ、貨物の運送を行う航空機（ジェット機に限る）

出発空港から運送された有償貨物（旅客手荷物、超過手荷物、郵便物は除く）の重量1トン当たり286円（消費税を含まない）。

ただし、ひと月あたりの合計が1トンに満たない場合は徴収しない。

3 前項の場合において、ヤードポンド法による計量単位により最大離陸重量が表示されているときは、1,000ポンド当たり0.45359243トンとして換算するものとする。

4 空港会社は、第1項の規定に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、離着陸等施設の使用の停止その他の必要な措置を講ずることがある。

なお、会社が別に使用料金算定の特例を定める場合には、インターネットの利用その他適切な方法によりこれを公表することとする。

参照ホームページ URL : <https://www.takamatsu-airport.com/>

（後納指定の取消）

第16条 前条第1項の規定により後納の指定を受けた者が、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当することとなった場合には、空港会社は、その指定を取り消すことが

できる。

- (1) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てその他担保権の実行等の保全措置がとられたとき。
  - (2) 破産、会社更生、民事再生等の申立てがあったとき、清算手続に入ったとき又は銀行取引の停止処分を受けたとき。
  - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき（法人にあっては、その代表者がこれらの審判を受けたとき）。
  - (4) 裁判所の命令その他の理由による管財人の選任があったとき。
  - (5) 財務状況の悪化により、空港会社に対する債務の履行の遅滞その他債務の不履行があったとき又は債務の履行に極めて重大な支障が生ずるおそれがあるとき。
  - (6) 航空運送事業者にあっては、その事業の停止命令があったとき又はその事業の許可が取り消されたとき。
- 2 前条第1項の規定により後納の指定を受けた者が、指定を取り消された場合には、期限の利益を失い、空港会社から提供を受けた施設の使用により発生した債務（土地又は建物の賃貸借契約及びそれらに付随する契約により発生した債務を除く。）の全部を空港会社の指定する日までに支払わなければならない。

（使用料金の免除）

第17条 空港会社は、第15条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する着陸、停留又は保安料については、その使用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 外交上の目的又は公用のために使用される航空機
- (2) やむを得ない事情のための他の空港に着陸することなしに引き返してきた航空機
- (3) やむを得ない事情による緊急着陸
- (4) 行政当局に着陸を命令された航空機
- (5) 空港会社が特別に認めた航空機
- (6) 試験飛行のための着陸

（延滞金）

第18条 空港会社は、離着陸等施設を使用した者が使用料金の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（端数処理）



第19条 第15条第2項の料金の額及び前条の延滞金に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅客数等の報告)

第20条 空港会社は、空港管理上必要があると認めるときは、航空運送事業者等に対し、旅客数、貨物量等について報告を求めることがある。

(空港施設の一時的利用)

第21条 演説会、寄付金募集、広告、宣伝その他これに類する行為を行うため、空港施設を一時的に利用しようとする者は、空港会社の承認を受けなければならない。

ただし、空港会社と広告、宣伝の実施に関する契約の締結又は承認を現に有している場合は、前号に拘らず広告、宣伝を実施することができるものとする。

(禁止行為)

第22条 空港用地内において、何人も次の行為を行ってはならない。

- (1) 標札、標識、芝生その他空港の施設又は駐車中の車両をき損し、又は汚損すること。
- (2) 定められた場所以外の場所に、ごみその他のものを遺棄すること。
- (3) 空港会社の承認を受けないで、武器、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること（公共者が、その業務のためにする場合を除く。）
- (4) 空港会社の承認を受けないで、裸火を使用すること。
- (5) 航空機、発動機、プロペラその他の機器を清掃する場合に、野外又は消火設備のある耐火性作業所以外の場所で、可燃性又は揮発性液体を使用すること。
- (6) 空港会社の特に定める区域以外の場所に、可燃性の液体、ガスその他これに類する物件を保管し、又は貯蔵すること（空港会社の承認した場合又は航空機にそのために設備された容器に入れて、機内に保管する場合を除く。）
- (7) 空港会社が喫煙を禁止する場所において、喫煙すること。
- (8) 給油又は排油作業中の航空機から、三〇メートル以内の場所で喫煙すること。
- (9) 給油若しくは排油作業、整備又は試運転中の航空機から三〇メートル以内の場所に立ち入ること（その作業に従事する者を除く。）。
- (10) 空港会社の定める条件を具備する建物内の耐火及び通風設備のある室以外の場所で、ドーブ塗料の塗布作業を行うこと。
- (11) 格納庫その他の建物の床を清掃する場合に、揮発性可燃物を使用すること。
- (12) 油の浸みたぼろその他これに類するものを、適当な金属性容器以外に遺棄すること。

- (13) 動物を連れてターミナル・ビル及び制限区域に立ち入ること（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬又はこれと同等の能力を有すると認められる犬を連れて立ち入る場合を除く。）。
- (14) 空港会社の承認を受けないで、看板、旗、幕、印刷物、書面等の掲示又は展示を行うため、一時的に施設を利用すること。
- (15) 空港会社の承認を受けないで、演説会等の集会を催し、宣伝活動又は示威を行い、寄付金を募集し、その他これらに類する行為を行うため、一時的に施設を利用すること。
- (16) 人又は空港内の器物に危害を加える、又はそのおそれがある行為をすること（当該行為のため小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第2条第3項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）を持ち込むことを含む。）
- (17) 空港内において、空港会社の承認を受けないで小型無人機を飛行させること。
- (18) 前各号の外、秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

#### （事故報告）

第23条 空港内にある者は、空港で犯罪、火災その他重大な事故が発生したことを知ったときは、可及的速やかに空港会社、警察署又は消防署に届け出なければならない。

#### （検査の実施の指示）

第24条 空港会社又は国は、空港における旅客、航空機乗組員その他の者への危害及び航空機の損壊を防止するため、当該空港を使用する航空運送事業者に対し、空港会社の指定する方法により当該航空運送事業者の運送する旅客及びその手荷物の検査を実施すべきことを指示することがある。

2 空港会社又は国は、前項の規定による指示に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、空港の使用の停止その他必要な措置を命ずることがある。

#### （無線設備の操作の禁止）

第25条 格納庫内にある航空機の無線設備は、操作してはならない。

#### （構内の営業）

第26条 空港において営業行為（契約の履行のみの場合を含む。）を行おうとする者は、空港会社が別に定める者を除き、空港会社の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、営業の全部又は一部を他人に譲渡し、貸渡し、又は委託してはならない。ただし、空港会社が承認した場合については、この限りでない。

3 前2項の承認には、条件又は期限を付することがある。

(制止、退去)

第27条 空港会社は、次に掲げる者に対し、制止又は退去を命ずることがある。

- (1) 第7条の規定に違反して制限区域に立ち入った者
- (2) 第8条の規定に違反して施設の利用を行った者
- (3) 第9条の規定に違反して車両を使用した者
- (4) 第10条の規定に違反して給油作業を行った者
- (5) 第11条及び12条、13条の規定に違反して施設を設置し、または現状を変更し、又は譲渡を行った者
- (6) 第22条の規定に違反して禁止行為を行った者
- (7) 第26条の規定に違反して営業行為を行った者

(実施に関し必要な事項)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な手続その他の事項は、空港会社が別に定める。

(免責)

第29条 空港会社は、空港の使用の休止又は使用方法の制限により生じた損害については、空港会社の責に帰すべき明白な理由がある場合を除き、賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第30条 空港において、故意又は過失により、施設を破損し、汚損し、又はその他の行為により空港会社又は第三者に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、平成30（2018）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31（2019）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年（2019）年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年（2019）年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年（2020）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年（2021）年4月1日から施行する。